

【研修施設新規・更新】認定に関する FAQ

Q1 細則第 10 章第 12 条に” X. 過去半年間の症例数と、そのうち重症 30 例の治療概略の一覧表” とあります。昨年 ICU を開設したばかりで、症例数は過去 4 ヶ月分となります。それでも申請可能でしょうか？

A1 過去半年間の症例数は必須です。半年間の症例を鑑みて、研修施設になりえると判断されましたら、ぜひ申請をお願いいたします。来年度の申請をお待ちしております。

Q2 専門医規則第 8 章 16 条では、「2.厚生労働省の特定集中治療室管理の施設基準（保険局長通知保発第 8 号、以下「厚生労働省施設基準」と略す）、またこれと同等以上の基準を満たしていること」とありますが、具体的な基準はありますか？

A2 「特定集中治療室管理料 1～4」「救命救急入院料 2・4」「小児特定集中治療室管理料」を指します。

Q3 専門医研修施設において、専門医が交代でシフト勤務することは専従といえますか？

A3 柱となる専門医の専従が必要です。そのため、シフト勤務は専従とはいえません。集中治療室専従医一人以上の体制の構築をお願いいたします。